

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月23日
【計算期間】	第10期中 (自 2025年4月24日 至 2025年10月23日)
【ファンド名】	先進国資産配分コントロールファンド<安定型> (愛称: コア安定) 先進国資産配分コントロールファンド<成長型> (愛称: コア成長)
【発行者名】	中銀アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 澤根 崇
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号
【事務連絡者氏名】	大賀 倫子
【連絡場所】	岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号
【電話番号】	086-224-5310
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

## 【先進国資産配分コントロールファンド 安定型】

## (1)【投資状況】

2025年11月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,377,341,262	98.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		26,795,057	1.91
合計(純資産総額)		1,404,136,319	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2025年11月28日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末(2017年4月24日)	2,839,784,204	2,839,784,204	0.9915	0.9915
第2計算期間末(2018年4月23日)	3,850,966,773	3,850,966,773	1.0153	1.0153
第3計算期間末(2019年4月23日)	6,609,482,703	6,609,482,703	1.0150	1.0150
第4計算期間末(2020年4月23日)	6,651,365,645	6,651,365,645	0.9960	0.9960
第5計算期間末(2021年4月23日)	4,604,547,265	4,604,547,265	1.0329	1.0329
第6計算期間末(2022年4月25日)	2,806,105,535	2,806,105,535	1.0148	1.0148
第7計算期間末(2023年4月24日)	2,727,515,396	2,727,515,396	0.9855	0.9855
第8計算期間末(2024年4月23日)	1,991,103,581	1,991,103,581	1.0458	1.0458
第9計算期間末(2025年4月23日)	1,522,818,492	1,522,818,492	1.0071	1.0071
2024年11月末日	1,657,299,604		1.0490	
12月末日	1,630,373,403		1.0573	
2025年1月末日	1,601,794,948		1.0537	
2月末日	1,574,954,499		1.0405	
3月末日	1,558,984,394		1.0309	
4月末日	1,529,574,366		1.0114	
5月末日	1,517,602,232		1.0040	
6月末日	1,521,945,937		1.0098	
7月末日	1,482,863,374		1.0119	
8月末日	1,465,627,334		1.0174	
9月末日	1,447,773,827		1.0245	
10月末日	1,429,434,821		1.0413	
11月末日	1,404,136,319		1.0415	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	0.0000
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	0.0000
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	0.0000

第5計算期間末	2020年4月24日～2021年4月23日	0.0000
第6計算期間末	2021年4月24日～2022年4月25日	0.0000
第7計算期間末	2022年4月26日～2023年4月24日	0.0000
第8計算期間末	2023年4月25日～2024年4月23日	0.0000
第9計算期間末	2024年4月24日～2025年4月23日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	0.9
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	2.4
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	0.0
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	1.9
第5計算期間末	2020年4月24日～2021年4月23日	3.7
第6計算期間末	2021年4月24日～2022年4月25日	1.8
第7計算期間末	2022年4月26日～2023年4月24日	2.9
第8計算期間末	2023年4月25日～2024年4月23日	6.1
第9計算期間末	2024年4月24日～2025年4月23日	3.7
第10中間計算期間末	2025年4月24日～2025年10月23日	2.9

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

## 【先進国資産配分コントロールファンド 成長型】

## (1) 【投資状況】

2025年11月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	655,947,141	96.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		24,919,276	3.66
合計(純資産総額)		680,866,417	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2025年11月28日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2017年4月24日)	1,473,620,919	1,473,620,919	1.0103	1.0103
第2計算期間末 (2018年4月23日)	2,630,002,310	2,630,002,310	1.1047	1.1047
第3計算期間末 (2019年4月23日)	3,199,199,273	3,199,199,273	1.0939	1.0939
第4計算期間末 (2020年4月23日)	2,161,786,036	2,161,786,036	1.0434	1.0434
第5計算期間末 (2021年4月23日)	1,356,551,098	1,356,551,098	1.1392	1.1392
第6計算期間末 (2022年4月25日)	1,211,500,090	1,211,500,090	1.1581	1.1581
第7計算期間末 (2023年4月24日)	1,046,815,614	1,046,815,614	1.1016	1.1016
第8計算期間末 (2024年4月23日)	870,298,120	870,298,120	1.2843	1.2843
第9計算期間末 (2025年4月23日)	707,393,902	707,393,902	1.2304	1.2304
2024年11月末日	775,133,341		1.3057	
12月末日	772,315,584		1.3285	
2025年1月末日	769,820,369		1.3242	
2月末日	747,331,331		1.2904	
3月末日	730,401,101		1.2643	
4月末日	709,110,344		1.2330	
5月末日	695,439,604		1.2191	
6月末日	699,904,853		1.2265	
7月末日	700,856,664		1.2312	
8月末日	697,112,419		1.2349	
9月末日	688,426,546		1.2450	
10月末日	692,211,187		1.2827	
11月末日	680,866,417		1.2863	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	0.0000
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	0.0000
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	0.0000

第5計算期間末	2020年4月24日～2021年4月23日	0.0000
第6計算期間末	2021年4月24日～2022年4月25日	0.0000
第7計算期間末	2022年4月26日～2023年4月24日	0.0000
第8計算期間末	2023年4月25日～2024年4月23日	0.0000
第9計算期間末	2024年4月24日～2025年4月23日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	1.0
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	9.3
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	1.0
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	4.6
第5計算期間末	2020年4月24日～2021年4月23日	9.2
第6計算期間末	2021年4月24日～2022年4月25日	1.7
第7計算期間末	2022年4月26日～2023年4月24日	4.9
第8計算期間末	2023年4月25日～2024年4月23日	16.6
第9計算期間末	2024年4月24日～2025年4月23日	4.2
第10中間計算期間末	2025年4月24日～2025年10月23日	2.9

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

## 2【設定及び解約の実績】

## 【先進国資産配分コントロールファンド 安定型】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	3,312,714,449	448,568,792	2,864,145,657
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	2,093,136,843	1,164,407,616	3,792,874,884
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	4,306,074,844	1,587,102,954	6,511,846,774
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	4,528,770,053	4,362,230,114	6,678,386,713
第5計算期間末	2020年4月24日～2021年4月23日	945,813,004	3,166,197,402	4,458,002,315
第6計算期間末	2021年4月24日～2022年4月25日	590,669,429	2,283,578,910	2,765,092,834
第7計算期間末	2022年4月26日～2023年4月24日	321,673,441	319,188,064	2,767,578,211
第8計算期間末	2023年4月25日～2024年4月23日	186,570,534	1,050,188,847	1,903,959,898
第9計算期間末	2024年4月24日～2025年4月23日	132,998,946	524,933,938	1,512,024,906
第10中間計算期間末	2025年4月24日～2025年10月23日	48,677,096	173,619,384	1,387,082,618

（注）第1計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 【先進国資産配分コントロールファンド 成長型】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	1,519,392,073	60,833,813	1,458,558,260
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	1,320,675,672	398,417,992	2,380,815,940
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	895,155,061	351,298,653	2,924,672,348
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	741,639,471	1,594,387,452	2,071,924,367
第5計算期間末	2020年4月24日～2021年4月23日	461,632,094	1,342,742,273	1,190,814,188
第6計算期間末	2021年4月24日～2022年4月25日	328,926,088	473,592,466	1,046,147,810
第7計算期間末	2022年4月26日～2023年4月24日	107,745,262	203,581,977	950,311,095
第8計算期間末	2023年4月25日～2024年4月23日	168,462,163	441,132,328	677,640,930
第9計算期間末	2024年4月24日～2025年4月23日	61,983,344	164,707,078	574,917,196
第10中間計算期間末	2025年4月24日～2025年10月23日	28,172,642	62,274,638	540,815,200

（注）第1計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

### 3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間(2025年4月24日から2025年10月23日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 【先進国資産配分コントロールファンド&lt;安定型&gt;】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 2025年4月23日現在	第10期中間計算期間末 2025年10月23日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	116,120,539	44,599,273
投資信託受益証券	1,417,651,366	1,399,060,133
未収入金	-	10,000,000
未収利息	1,113	427
流動資産合計	1,533,773,018	1,453,659,833
資産合計	1,533,773,018	1,453,659,833
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	2,329,231	7,875,886
未払受託者報酬	265,394	246,681
未払委託者報酬	8,315,729	7,729,226
その他未払費用	44,172	41,053
流動負債合計	10,954,526	15,892,846
負債合計	10,954,526	15,892,846
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,512,024,906	1,387,082,618
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,793,586	50,684,369
（分配準備積立金）	44,674,742	39,649,126
元本等合計	1,522,818,492	1,437,766,987
純資産合計	1,522,818,492	1,437,766,987
負債純資産合計	1,533,773,018	1,453,659,833

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期中間計算期間 自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	第10期中間計算期間 自 2025年4月24日 至 2025年10月23日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	425,603	1,877,398
受取利息	14,628	298,251
有価証券売買等損益	15,868,784	47,945,574
営業収益合計	16,309,015	50,121,223
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	310,562	246,681
委託者報酬	9,730,907	7,729,226
その他費用	51,700	41,053
営業費用合計	10,093,169	8,016,960
営業利益又は営業損失（ ）	6,215,846	42,104,263
経常利益又は経常損失（ ）	6,215,846	42,104,263
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,215,846	42,104,263
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,302,481	1,626,871
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	87,143,683	10,793,586
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,807,347	662,296
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,807,347	662,296
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,711,843	1,248,905
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,711,843	1,248,905
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	80,152,552	50,684,369

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期中間計算期間 自 2025年4月24日 至 2025年10月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日の基準価額を採用した日に確定配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 2025年4月23日現在	第10期中間計算期間末 2025年10月23日現在
1. 受益権の総数	1,512,024,906口	1,387,082,618口
2. 1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	1.0071円	1.0365円
(10,000口当たりの純資産額)	(10,071円)	(10,365円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期中間計算期間末 2025年10月23日現在
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。  (2) その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	第9期 2025年4月23日現在	第10期中間計算期間末 2025年10月23日現在
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,903,959,898円	1,512,024,906円
期中追加設定元本額	132,998,946円	48,677,096円
期中一部解約元本額	524,933,938円	173,619,384円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## 【先進国資産配分コントロールファンド&lt;成長型&gt;】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 2025年4月23日現在	第10期中間計算期間末 2025年10月23日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	69,230,512	80,554,742
投資信託受益証券	644,524,303	621,368,761
未収利息	663	772
流動資産合計	713,755,478	701,924,275
資産合計		
	713,755,478	701,924,275
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,252,465	12,341,728
未払受託者報酬	125,118	115,455
未払委託者報酬	4,963,195	4,579,576
その他未払費用	20,798	19,178
流動負債合計	6,361,576	17,055,937
負債合計		
	6,361,576	17,055,937
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	574,917,196	540,815,200
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	132,476,706	144,053,138
（分配準備積立金）	77,445,847	69,310,442
元本等合計	707,393,902	684,868,338
純資産合計		
	707,393,902	684,868,338
負債純資産合計		
	713,755,478	701,924,275

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期中間計算期間 自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	第10期中間計算期間 自 2025年4月24日 至 2025年10月23日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	197,167	527,012
受取利息	7,168	143,781
有価証券売買等損益	16,924,392	23,837,325
<b>営業収益合計</b>	<b>17,128,727</b>	<b>24,508,118</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	138,940	115,455
委託者報酬	5,511,229	4,579,576
その他費用	23,095	19,178
<b>営業費用合計</b>	<b>5,673,264</b>	<b>4,714,209</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>11,455,463</b>	<b>19,793,909</b>
経常利益又は経常損失( )	11,455,463	19,793,909
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>11,455,463</b>	<b>19,793,909</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	5,244,879	432,361
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>192,657,190</b>	<b>132,476,706</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,989,967	6,562,919
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,989,967	6,562,919
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,401,840	14,348,035
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,401,840	14,348,035
分配金	-	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>180,455,901</b>	<b>144,053,138</b>

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期中間計算期間 自 2025年4月24日 至 2025年10月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日の基準価額を採用した日に確定配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 2025年4月23日現在	第10期中間計算期間末 2025年10月23日現在
1. 受益権の総数	574,917,196口	540,815,200口
2. 1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	1.2304円	1.2664円
(10,000口当たりの純資産額)	(12,304円)	(12,664円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期中間計算期間末 2025年10月23日現在
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。  (2) その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	第9期 2025年4月23日現在	第10期中間計算期間末 2025年10月23日現在
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	677,640,930円	574,917,196円
期中追加設定元本額	61,983,344円	28,172,642円
期中一部解約元本額	164,707,078円	62,274,638円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### 4【委託会社等の概況】

##### (1)【資本金の額】

(2025年11月末現在)

資本金の額	1億2,000万円
会社が発行する株式の総数	4,000株
発行済株式の総数	2,400株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

##### (2)【事業の内容及び営業の状況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2025年11月末日現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託21本、純資産総額は998億円です。(親投資信託を除きます。)

##### (3)【その他】

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。  
また、第39期事業年度に係る中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- (3) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,544,049	1,601,378
前払費用	2,405	1,836
未収委託者報酬	179,749	197,427
未収収益	-	794
仮払金	99	23
その他	0	43
流動資産合計	1,726,304	1,801,504
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	266	213
器具備品(純額)	2,708	1,549
有形固定資産合計	1 2,975	1 1,763
無形固定資産		
電話加入権	466	466
無形固定資産合計	466	466
投資その他の資産		
投資有価証券	9,974	9,991
長期差入保証金	7,714	7,714
繰延税金資産	11,093	11,791
投資その他の資産合計	28,781	29,496
固定資産合計	32,223	31,726
資産合計	1,758,528	1,833,230

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	940	629
未払金	60,001	65,390
未払手数料	50,680	55,715
その他未払金	9,320	9,674
未払費用	3,752	3,233
未払法人税等	53,551	35,561
未払消費税等	11,420	16,830
契約負債	29,956	14,978
賞与引当金	12,029	9,968
役員賞与引当金	1,798	1,870
流動負債合計	173,450	148,462
固定負債		
退職給付引当金	11,737	13,760
役員退職慰労引当金	3,998	4,808
固定負債合計	15,735	18,568
負債合計	189,185	167,030
純資産の部		
株主資本		
資本金	120,000	120,000
利益剰余金		
利益準備金	30,000	30,000
その他利益剰余金	2,004,070	2,100,915
繰越利益剰余金	2,004,070	2,100,915
利益剰余金合計	2,034,070	2,130,915
自己株式	584,709	584,709
株主資本合計	1,569,361	1,666,205
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	6
評価・換算差額等合計	18	6
純資産合計	1,569,343	1,666,199
負債純資産合計	1,758,528	1,833,230

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位 : 千円 )

	前事業年度 ( 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日 )		当事業年度 ( 自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日 )	
営業収益				
委託者報酬		593,455		714,105
運用受託報酬		36,403		37,657
投資助言報酬		1,700		1,700
その他営業収益		19,722		19,100
営業収益計	1	651,282	1	772,562
営業費用				
支払手数料		170,658		206,990
広告宣伝費		4,523		5,371
調査費		75,780		84,752
調査費		75,780		84,752
営業雑経費		10,564		10,752
通信費		1,144		1,232
印刷費		7,924		7,975
協会費		1,284		1,339
諸会費		210		205
営業費用計		261,526		307,867
一般管理費				
給料		173,071		204,205
役員報酬		14,172		15,856
給料・手当		91,530		113,117
賞与		28,813		34,839
賞与引当金繰入額		12,029		9,968
役員賞与引当金繰入額		2,407		2,249
法定福利費		23,638		27,633
その他の福利厚生費		480		541
交際費		352		353
旅費交通費		3,880		4,988
租税公課		4,700		5,592
不動産賃借料		8,264		8,264
退職給付費用		2,527		2,711
役員退職慰労引当金繰入額		810		810
固定資産減価償却費		2,141		1,652
諸経費		28,256		23,984

一般管理費計	2	224,004	2	252,561
営業利益		165,752		212,132
営業外収益				
受取利息		24		958
雑益		192		83
営業外収益計		216		1,042
営業外費用				
雑損		2		3
営業外費用計		2		3
経常利益		165,966		213,172
税引前当期純利益		165,966		213,172
法人税、住民税及び事業税		53,877		59,881
法人税等調整額		2,210		703
法人税等合計		51,667		59,178
当期純利益		114,299		153,993

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	120,000	30,000	1,889,771	1,919,771	584,709	1,455,061	15	1,455,046
当期変動額								
当期純利益			114,299	114,299		114,299		114,299
株主資本以外の 項目の 当期変動額(純 額)							2	2
当期変動額合計	-	-	114,299	114,299	-	114,299	2	114,297
当期末残高	120,000	30,000	2,004,070	2,034,070	584,709	1,569,361	18	1,569,343

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	120,000	30,000	2,004,070	2,034,070	584,709	1,569,361	18	1,569,343
当期変動額								
剰余金の配当			57,148	57,148		57,148		57,148
当期純利益			153,993	153,993		153,993		153,993
株主資本以外の 項目の 当期変動額(純 額)							11	11
当期変動額合計	-	-	96,844	96,844	-	96,844	11	96,856
当期末残高	120,000	30,000	2,100,915	2,130,915	584,709	1,666,205	6	1,666,199

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2．固定資産の減価償却の方法

## 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物          3～15年

器具備品     4～20年

## 3．引当金の計上基準

## （1）賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

## （2）役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

## （3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## （4）役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4．収益及び費用の計上基準

## 顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 委託者報酬

委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

## 運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

## 投資助言報酬

投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、顧客との契約で定める投資顧問報酬額、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

## （未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等



## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400
自己株式				
普通株式	1,200	-	-	1,200
合計	1,200	-	-	1,200

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,148	47,624	2024年3月31日	2024年6月28日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400
自己株式				
普通株式	1,200	-	-	1,200
合計	1,200	-	-	1,200

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	57,148	47,624	2024年3月31日	2024年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	76,995	64,163	2025年3月31日	2025年6月30日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	9,974	9,974	-
資産計	9,974	9,974	-

\*「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	9,991	9,991	-
資産計	9,991	9,991	-

\*「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,544,049	-	-	-
未収委託者報酬	179,749	-	-	-
合計	1,723,799	-	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,601,378	-	-	-
未収委託者報酬	197,427	-	-	-
合計	1,798,805	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時 価 (千円)			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	9,974	-	9,974
合 計	-	9,974	-	9,974

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 当事業年度(2025年3月31日)

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	9,991	-	9,991
合 計	-	9,991	-	9,991

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## その他有価証券

## 前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,974	10,000	25
合 計	9,974	10,000	25

## 当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,991	10,000	8
合 計	9,991	10,000	8

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した退職給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
退職給付引当金の期首残高	10,613 千円	11,737 千円
退職給付費用	1,880	2,023
退職給付の支払額	756	-
退職給付引当金の期末残高	11,737	13,760

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	11,737 千円	13,760 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,737	13,760
退職給付引当金	11,737	13,760
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,737	13,760

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用(注) 前事業年度2,527千円 当事業年度2,711千円

(注) 出向受入者に係る費用負担の金額を含んでおります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	3,579 千円	4,320 千円
賞与引当金	3,668	3,040
未払事業税等	1,766	2,213
減価償却費	125	-
未払事業所税	159	184
その他	1,792	2,032
繰延税金資産合計	11,093	11,791

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	- %	30.5 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.0
住民税均等割	-	0.1
評価性引当額の増減額	-	0.0
税額控除	-	2.8
その他	-	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	27.8

\* 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	593,455 千円	714,105 千円
運用受託報酬	36,403	37,657
投資助言報酬	1,700	1,700
その他	19,722	19,100
顧客との契約から生じる収益	651,282	772,562

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	154,848	179,749
契約負債	29,958	29,956

契約負債は、投資一任契約に基づく運用受託報酬として、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、29,958千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	179,749	198,221

契約負債	29,956	14,978
------	--------	--------

契約負債は、投資一任契約に基づく運用受託報酬として、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、29,956千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## [ 関連当事者情報 ]

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	株式会社中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	-	投資一任契約 投信の販売委託 コンサルタント 投資助言 役員の兼任 賃借契約	投資一任の受託 投信の販売委託 コンサルタント業務の提供 投資助言サービスの提供 保証金の差入	28,002 38,929 19,722 500 -	契約負債 未払手数料 - - 長期差入保証金	29,956 12,310 - - 7,604
同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券㈱	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	-	投信の販売委託	投信の販売委託	78,067	未払手数料	20,610

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資一任の受託に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投信の販売委託に関しては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

コンサルタント業務の提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投資助言サービスの提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
同一の 親会社を 持つ会社	㈱中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	-		投資一任契約	投資一任の受託	28,830	契約負債	14,978
							投信の販売委託	投信の販売委託	40,216	未払手数料	11,717
							コンサルタント	コンサルタント業務の提供	19,100	-	-
							投資助言	投資助言サービスの提供	500	-	-
							役員の兼任 賃借契約	保証金の差入	-	長期差入保証金	7,604
同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券㈱	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	-	投信の販売委託	投信の販売委託	93,032	未払手数料	22,348	

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資一任の受託に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投信の販売委託に関しては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

コンサルタント業務の提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投資助言サービスの提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

㈱ちゅうぎんフィナンシャルグループ（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,307,785円86銭	1,388,499円68銭
1株当たり当期純利益金額	95,249円23銭	128,327円93銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	114,299	153,993
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	114,299	153,993
普通株式の期中平均株式数(株)	1,200	1,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間末 (2025年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	1,584,970
前払費用	2,242
未収委託者報酬	189,664
契約資産	935
仮払金	247
その他	34
流動資産合計	1,778,093
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	186
器具備品(純額)	2,026
有形固定資産合計	1 2,213
無形固定資産	466
投資その他の資産	
投資有価証券	12,015
長期差入保証金	7,604
長期前払費用	299
繰延税金資産	11,139
投資その他の資産合計	31,058
固定資産合計	33,738
資産合計	1,811,831

(単位:千円)

	当中間会計期間末 (2025年9月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	620
未払金	54,752
未払手数料	45,410
その他未払金	9,341
未払費用	2,997
未払法人税等	36,714
未払消費税等	2 11,503
契約負債	7,256
賞与引当金	10,900
流動負債合計	124,744
固定負債	
退職給付引当金	11,494
役員退職慰労引当金	5,217
固定負債合計	16,711
負債合計	141,455
純資産の部	
株主資本	
資本金	120,000
利益剰余金	
利益準備金	30,000
その他利益剰余金	2,105,075
繰越利益剰余金	2,105,075
利益剰余金合計	2,135,075
自己株式	584,709
株主資本合計	1,670,365
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	10
評価・換算差額等合計	10
純資産合計	1,670,376
負債純資産合計	1,811,831

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位:千円 )

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	374,931
運用受託報酬	12,502
投資助言報酬	850
その他営業収益	9,475
営業収益計	397,759
営業費用	
支払手数料	105,189
広告宣伝費	1,450
調査費	44,670
その他営業費用	5,255
営業費用計	156,565
一般管理費	126,470
営業利益	114,722
営業外収益	
受取利息	1,582
為替差益	0
営業外収益計	1,582
営業外費用	
固定資産除却損	0
営業外費用計	0
経常利益	116,305
税引前中間純利益	116,305
法人税、住民税及び事業税	34,505
法人税等調整額	644
法人税等合計	35,150
中間純利益	81,155

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			利益剰余金合計		その他有価証券評価差額金
当期首残高	120,000	30,000	2,100,915	2,130,915	584,709	1,666,205	6	1,666,199
剰余金の配当			76,995	76,995		76,995		76,995
中間純利益			81,155	81,155		81,155		81,155
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							17	17
当中間期変動額合計	-	-	4,159	4,159	-	4,159	17	4,176
当中間期末残高	120,000	30,000	2,105,075	2,135,075	584,709	1,670,365	10	1,670,376

## 注記事項

## (重要な会計方針)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 3～15年 器具備品 4～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。なお、中間会計期間における計上額はありません。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>

4. 収益及び費用の計上基準	<p>顧客との取引に係る収益の計上方法</p> <p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p><b>委託者報酬</b></p> <p>委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。</p> <p><b>運用受託報酬</b></p> <p>運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。</p> <p><b>投資助言報酬</b></p> <p>投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、顧客との契約で定める投資顧問報酬額、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。</p>
----------------	--

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 20,366千円
2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
減価償却実施額	
有形固定資産	341千円
無形固定資産	-

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400
自己株式				
普通株式	1,200	-	-	1,200
合計	1,200	-	-	1,200

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	76,995	64,163	2025年 3月31日	2025年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

## (金融商品関係)

当中間会計期間末(2025年9月30日)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
其他有価証券	10,015	10,015	-
資産計	10,015	10,015	-

(注)「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 2. 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

2025年9月30日	
投資有価証券 非上場株式	2,000

非上場株式は、市場価格のない株式等であることから、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	-	10,015	-	10,015
合計	-	10,015	-	10,015

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2025年9月30日）

其他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	10,015	10,000	15
合計	10,015	10,000	15

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額2,000千円)については、市場価格のない株式等に該当するため、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

営業収益	
委託者報酬	374,931
運用受託報酬	12,502
投資助言報酬	850
その他	9,475
顧客との契約から生じる収益	397,759

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

### 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	1,391,980円45銭
1株当たり中間純利益金額	67,629円52銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益金額(千円)	81,155
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	81,155
普通株式の期中平均株式数(株)	1,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

**独立監査人の監査報告書**

2025年6月30日

中銀アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 武士 雄太

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2025年11月28日

中銀アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 武士 雄太

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入

手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2025年12月24日

中銀アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 武士雄太

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国資産配分コントロールファンド<安定型>の2025年4月24日から2025年10月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、先進国資産配分コントロールファンド<安定型>の2025年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月24日から2025年10月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断

により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2025年12月24日

中銀アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 武士 雄太

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国資産配分コントロールファンド<成長型>の2025年4月24日から2025年10月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、先進国資産配分コントロールファンド<成長型>の2025年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年4月24日から2025年10月23日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断

により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。